参議院常任委員会調査室 · 特別調査室

論題	少年法等の改正 - 「特定少年」に関する特例規定の整備-
著者 / 所属	高津戸 映 / 法務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	441 号
刊行日	2021-12-17
頁	3-14
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip pou_chousa/backnumber/20211217.html

- ※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。
- ※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

少年法等の改正

― 「特定少年」に関する特例規定の整備 ―

高津戸 映 (法務委員会調査室)

《要旨》

令和3年5月21日、参議院本会議において、少年法等の一部を改正する法律案が可決され、成立した。その主な内容は、18歳及び19歳の者を特定少年と位置付けた上で、①特定少年の保護事件について、ぐ犯をその対象から除外し、原則逆送対象事件を拡大すること、②特定少年について、逆送決定がされた後は、刑事事件の特例に関する規定は原則として適用しないこと、③特定少年が犯した罪により公判請求された後は推知報道の禁止を解除すること等である。

参議院においては、特定少年について、原則逆送対象事件を拡大する趣旨や公判請求後に推知報道を解除する趣旨、法施行後5年経過時点で、罪を犯した18歳及び19歳の者に関する制度の検討を行う理由等について議論が行われ、8項目からなる附帯決議が付された。

1. はじめに

令和3年5月21日、第204回国会において「少年法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第47号。以下「本改正法」という。)が成立した。

本改正法は、18 歳及び 19 歳の者が、選挙権を有し、民法上の成年となる一方、成長途上にあり、可塑性(立ち直る可能性)を有する存在であることから、これらの者を特定少年と位置付けて少年法の適用対象としつつ、その適用において特例規定を整備するものである。

本稿では、改正の経緯、概要、参議院における主な議論及び参議院法務委員会において付された附帯決議を紹介する。

2. 改正の経緯

(1) 各種法定年齢の改正

ア 国民投票の投票権年齢の引下げ

「日本国憲法の改正手続に関する法律」(平成 19 年法律第 51 号)及び「日本国憲法の 改正手続に関する法律の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 75 号)によって、憲法 改正の国民投票の投票権年齢が 18 歳以上とされた。

イ 選挙権年齢の引下げ

「公職選挙法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 43 号) において選挙権年齢が 18 歳以上とされ、その附則第 11 条で民法、少年法その他の法令の規定に検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとされた。

ウ 成年年齢の引下げ

「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号)において、同法の施行日となる令和4年4月1日から民法における成年年齢は18歳に引き下げられることとなった。

(2) 法務省の動き

ア 若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会の設置

法務省は平成27年11月から、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」を 実施し、その成果を、平成28年12月に「「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉 強会」取りまとめ報告書」にまとめた。同報告書では、少年法の適用対象年齢の引下げ について反対(現状維持)意見と賛成意見の両論が併記され、対象年齢を引き下げた場 合の、18歳及び19歳の者を含む若年者の更生のための刑事政策的措置についても検討 が行われた。

イ 法務大臣による諮問と少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会の設置

平成29年2月9日、法務大臣から法制審議会に「日本国憲法の改正手続に関する法律における投票権及び公職選挙法における選挙権を有する者の年齢を十八歳以上とする立法措置、民法の定める成年年齢に関する検討状況等を踏まえ、少年法の規定について検討が求められていることのほか、近時の犯罪情勢、再犯の防止の重要性等に鑑み、少年法における「少年」の年齢を十八歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について御意見を賜りたい。」との諮問(諮問第103号)が行われ、少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会(以下「部会」という。)が設置され、議論が行われた」。

令和2年9月9日、部会は答申案の取りまとめを行い、同年10月29日、法制審議会総会において、部会における審議の経過及び結果の報告がなされた。審議・採決の結果、「諮問第103号に対する答申案」が全会一致で原案どおり議決され、法務大臣に答申が

¹ この間、令和2年7月30日、自由民主党及び公明党は、少年法の在り方に関して議論を行う実務者協議(与党PT)において、少年法の改正に関する基本方針を合意した。その内容は、少年法の適用対象年齢を20歳未満に維持するとともに、罪を犯した18歳及び19歳の者については17歳以下の者とは異なる取扱いをするというものであった(「少年法のあり方についての与党PT合意(基本的な考え方)」(部会第28回会議(令2.8.6)参考資料)、『朝日新聞』(令2.7.31)など)。

行われた。

(3) 本改正法案の提出

令和3年2月19日(第204回国会)、政府は、法制審議会の答申を踏まえ、「少年法等の一部を改正する法律案」(閣法第35号)を衆議院に提出した。

3. 本改正法の概要

本改正法は、成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化及び少年による犯罪の実情に鑑み、18歳及び19歳の特定少年に係る保護事件について、ぐ犯²をその対象から除外し、原則として検察官に送致しなければならない事件³についての特則等の規定を整備するとともに、刑事処分相当を理由とする検察官送致決定がされた後は、少年に適用される刑事事件の特例に関する規定は、特定少年には原則として適用しないこととする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、本改正では、家庭裁判所に少年事件を全件送致し、原則として保護処分を行うという少年法の基本的な枠組みを維持することから、「少年」の定義は変更せず、特定少年も引き続き少年法の適用対象とされている。

(1) 保護事件の特例

ア 原則逆送対象事件の拡大

特定少年について、原則逆送の対象となる事件に、これまでの「16歳以上の少年のとき犯した故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件」に加えて、「18歳以上の少年のとき犯した死刑、無期又は短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件」を追加する。

イ 家庭裁判所の保護処分

(ア) 家庭裁判所による特定少年の保護処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超 えない範囲内において行い、ぐ犯は対象から除外する。

(イ) 保護処分の類型

- a 6月の保護観察(施設収容のないもの)
- b 2年の保護観察(遵守事項に違反した場合には家庭裁判所が定めた期間(1年以下の範囲内)で少年院に収容することが可能⁴)
- c 家庭裁判所が定めた期間 (3年以下の範囲内) での少年院送致

² 犯罪に結び付くような問題行動があり要保護性は高いが、犯罪に至っていない少年

³ 家庭裁判所は、調査又は審判の結果、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、刑事処分を相当と認めると きは、事件を検察官に送致(逆送)するが、犯行時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡さ せた罪の事件は原則として逆送しなければならないとされている(いわゆる原則逆送)。

⁴ このための施設として、新たに第5種少年院が設けられることとなった。

(2) 刑事事件の特例

特定少年について、逆送決定がされた後の刑事事件の特例に関する規定(不定期刑⁵、資格制限の特例⁶など)については、原則として適用しない。

(3) 記事等の掲載の禁止の特例

特定少年が犯した罪により起訴(公判請求)された場合には、略式手続(非公開の書面審理で罰金等を科す手続)による場合を除き、記事等の掲載の禁止(いわゆる「推知報道」の禁止)を解除する。

(4) 関係法律の整備

更生保護法、少年院法等の関係法律について、所要の整備を行う。

(5) その他

ア 施行期日

この法律は、令和4年4月1日から施行する。

イ 検討条項

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定及び民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)による改正後の規定の施行の状況並びにこれらの規定の施行後の社会情勢及び国民の意識の変化等を踏まえ、罪を犯した18歳及び19歳の者に係る事件の手続及び処分並びにその者に対する処遇に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

ウ 18 歳及び19 歳の者の検察審査員及び裁判員への就職

18歳及び19歳の者が検察審査員及び裁判員の職務に就くことが可能となる7。

4. 参議院における主な議論

(1) 本改正法の立法事実

本改正法の立法事実について、法務省から「少年による刑法犯の検挙人員数は全体として減少傾向にあり、少年法に基づく現行制度は、18 歳及び 19 歳の者を含め、少年の再非行の防止と立ち直りに一定の機能を果たしているものと認識している。本改正法案は、18 歳及び 19 歳を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、これらの者について少年法においてもその立場に応じた取扱いをするためのものであり、現行制度に問題があることを理由とす

⁵ 少年は人格が発達途上で可塑性に富み、教育による改善更生がより多く期待されることから、少年に対する 刑を、原則不定期刑(長期の上限は15年、短期の上限は10年)にして処遇に弾力性を持たせることとされ ている。

⁶ 刑罰を受けたことによる法令上の様々な資格制限について、少年は可塑性に富み、改善更生の可能性が高いことから、制限を緩和する特例が設けられている。

⁷ 18 歳及び 19 歳の者について当分の間の措置として検察審査員及び裁判員への就職禁止を定めていた「公職 選挙法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 43 号)の附則の規定が本改正法で削除されたことによ る。

るものでもなく、また、厳罰化を図ってより重い処分、処罰の実現を追求しようとするものでもない。そもそも少年法の適用年齢については、選挙権年齢を18歳に引き下げる公職選挙法等の一部改正法の附則により、国会の意思として、民法の成年年齢とともにこれを引き下げるかどうかの検討が求められたものである。そして、公職選挙法及び民法の改正等により、18歳及び19歳の者は国政に参加する権利や経済取引の自由等の重要な権利、自由を認められ、責任ある立場で社会に参加し、様々な分野で積極的な役割を果たすことが期待される立場となり、また、親権者の監護権の対象から外れ、基本的な法制度において一般的に自律的な判断能力を有する主体として位置付けられたことからすると、刑事司法制度においてもその立場に応じた取扱いをすることが必要であり、かつ、刑事司法に対する国民の理解、信頼の確保という観点からも適当であると考えられる。そこで、本改正法案は、少年法を改正し、18歳及び19歳の少年の特例等を定めることとしたものである」旨の答弁があった。

(2) 本改正法案提出の理由における「社会情勢の変化」及び「少年による犯罪の実情」 の趣旨

本改正法案では、「成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化及び少年による犯罪の実情」が 提出の理由に挙げられていた。この「社会情勢の変化」及び「少年による犯罪の実情」の 趣旨について、内閣総理大臣から「社会情勢の変化は、選挙権の年齢の引下げなどにより、 18歳及び19歳の者が責任ある立場となったという趣旨であり、少年による犯罪の実情は、 少年犯罪の動向やその後の対応等を広く含む趣旨である」旨の答弁があった⁹。

(3) 特定少年に関する原則逆送対象事件の範囲を拡大する趣旨及びその拡大する範囲

特定少年に関する原則逆送対象事件の範囲を拡大する趣旨について、法務省から「現行のいわゆる原則逆送制度は、故意に人を死亡させるという重大な罪を犯した場合には少年であっても刑事処分の対象となるという原則を明示することにより、自覚と自制を求め、少年の規範意識を育てて健全な成長を図るとの趣旨で設けられたものである。一方、本改正法案において原則逆送対象事件の範囲を拡大する趣旨は、18歳及び19歳の者が公職選挙法及び民法の改正等により重要な権利、自由を認められ、責任ある主体として積極的な社会参加が期待される立場となるに至ったことを踏まえると、これらの者が重大な犯罪に及んだ場合には18歳未満の者よりも広く刑事責任を負うべきものであるとすることが、その立場に照らして適当であり、また、刑事司法に対する被害者を含む国民の理解、信頼の確保という観点からも必要と考えられる。そこで、本改正法案においては、18歳以上の少年について、一定の重大犯罪に及んだ場合に刑事処分が適切になされることを制度的に担保するため、原則逆送対象事件の範囲を拡大することとしたものである」旨の答弁があった10。

⁸ 第 204 回国会参議院法務委員会会議録第 12 号 26 頁 (令 3.5.11)

⁹ 第 204 回国会参議院本会議録第 18 号 6 頁 (令 3. 4. 23)

¹⁰ 第 204 回国会参議院法務委員会会議録第 12 号 9 ~10 頁 (令 3.5.11)

そして、その拡大する範囲について、法務大臣から「拡大する範囲については、他の刑事法でも基準として用いられ、強制性交等罪、強盗罪なども含まれる死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役、禁錮に当たる罪の事件を対象に加えることが犯罪の類型的な重大性を表す法定刑やこれに該当する犯罪の性質等に照らして適当であると考えた」旨の答弁があった 11 。

(4) 特定少年に対する保護処分

ア 特定少年に対する保護処分を「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内」 とする趣旨と保護処分を選択する際の実務の運用

家庭裁判所による特定少年に対する保護処分を「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内」で行うとする趣旨について、法務省から「本改正法案においては、18歳以上の少年に対する保護処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内、すなわち犯した罪の責任に照らして許容される限度を超えない範囲内でしなければならないこととしている。この限度を超えないとは限度を上回らないという趣旨であって、裁判所は、犯した罪の責任に照らして許容される限度を上回らない範囲内で対象者の要保護性に応じて処分を選択することとなる。すなわち、18歳以上の少年に対する保護処分は、刑罰とは異なり、応報としてではなく、専ら少年の健全育成を図るために課すものであることから、犯した罪の責任に見合うほど重く処分をすべき要請はなく、要保護性が小さければそれに応じた軽い処分を選択することになる」旨の答弁があった「2。

そして、その保護処分を選択する実務の運用に当たっては、法務省から「現行の少年事件における実務の運用上も一般的には犯罪事実の軽重と処分との間の均衡を考慮して処分選択が行われているとされており、また、一般的には、犯罪事実の軽重と要保護性には対応、相関しているとの指摘がなされているものと承知している。そのため、18歳以上の少年に対する保護処分について犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内で行うこととしても、実務上、要保護性に応じた適切な処分選択を行うことに直ちに支障が生ずるものではなく、現在の少年事件における実務の運用が大きく変わるものではないと考えている」旨の答弁があった¹³。

イ ぐ犯の特定少年を保護処分の対象としない趣旨

家庭裁判所による特定少年に対する保護処分において、ぐ犯を対象外とすることの趣旨について、法務省から「保護処分が施設への収容を含めた権利、自由の制約という不利益を伴うことからすると、民法上の成年とされ監護権の対象から外れる 18 歳及び 19 歳の者に対して、罪を犯すおそれがあるとして保護の必要性のみを理由に後見的介入を行うことについては、成年年齢引下げに係る民法改正との整合性や責任主義の要請との関係で許容されるか、国家による過度の介入とならないかといった問題点があって、法制度としての許容性と相当性の点で慎重であるべきと考えられる。そこで、本改正法案

¹¹ 第 204 回国会参議院本会議録第 18 号 8 頁 (令 3. 4. 23)

¹² 第 204 回国会参議院法務委員会会議録第 12 号 13 頁 (令 3.5.11)

¹³ 同上

では、18歳以上の少年についてはぐ犯による保護処分の対象外としている」旨の答弁があった¹⁴。

(5) 特定少年の施設収容

ア 第5種少年院を設ける趣旨

新たに第5種少年院を設け、3. (1) イ(イ) bの保護処分を受けた特定少年が遵守事項に違反した場合に収容することができるとしている趣旨について、法務大臣から「第5種少年院は、特定少年に対し、保護観察中の遵守事項違反があった場合に少年院に収容する制度、少年法第66条第1項が新たに創設されることに伴い、設置されるものである。この収容制度は、少年院において処遇を行わなければ改善更生を図ることができないと認められる者について、一定期間少年院に収容し、再び効果的に保護観察を継続し得る状態に至らせるためのものであり、その特性に配慮した処遇を行うため、第5種少年院を設置することとした。保護観察中の特定少年が、遵守事項を遵守せず、その程度が重いと認めるとき、保護観察所の長が家庭裁判所に対して申請をし、家庭裁判所の審判を経て収容されることとなる。第5種少年院の具体的な処遇内容については、少年院入院の早期から保護観察所と必要的に連携した処遇を行うこととするなど、今後適切に検討する」旨の答弁があった15。

イ 特定少年の少年院送致の期間を3年以下の範囲内とする趣旨

3. (1) イ(イ) c の特定少年を少年院に送致する場合の期間を3年以下の範囲内と する趣旨について、法務省から「本改正法案においては、18歳以上の少年に対する保護 処分は、犯した罪の責任に照らして許容される限度を超えない範囲内で対象者の要保護 性に応じて課すものとしている。そして、18 歳以上の少年に対する少年院送致処分は、 対象者の身体拘束という大きな不利益を伴うものであることからすると、その収容期間 は刑事政策的観点から処遇の必要性、有効性が認められる範囲を超えないようにしてお くことが適当であると考えられる。このような観点から、本改正法案では、少年法第64 条第3項において、家庭裁判所が少年院に収容する期間として定めることができる期間 の上限を法定することとしている。その上で、現行法上、犯罪的傾向が矯正されていな いことを理由とする少年院への収容継続は 23 歳に達するまでとされており、少年院に おける矯正教育が23歳に至るまでの者に対して処遇効果を有することは広く承認され ていると考えられる。そして、現在の少年院における 18 歳及び 19 歳の者に対する処遇 の実情を踏まえると、一般的に3年あれば仮退院後の社会内処遇も含めて必要な処遇期 間を確保できると言える一方、施設内処遇についてはその期間を長く取れば取るほどそ れに単純に比例して処遇効果が上がり続けるというものでは必ずしもないという指摘も されていることから、家庭裁判所が少年院に収容する期間として定めることができる期 間の上限を3年とした」旨の答弁があった16。

¹⁴ 第 204 回国会参議院法務委員会会議録第 12 号 7 ~ 8 頁 (令 3.5.11)

¹⁵ 第 204 回国会参議院本会議録第 18 号 13 頁 (令 3.4.23)

¹⁶ 第 204 回国会参議院法務委員会会議録第 12 号 13~14 頁 (令 3.5.11)

(6) 特定少年に係る刑事事件の特例

ア 特定少年には不定期刑を適用しない趣旨

特定少年には不定期刑を適用しない趣旨について、法務大臣から「本改正法案で18歳以上の少年に不定期刑を適用しないこととしているのは、不定期刑の機能を否定する趣旨ではなく、重大な罪を犯した場合であっても、年齢のみを理由に刑期を短縮した短期を定め、一律に寛大な取扱いをすることは、責任ある主体としての立場等に照らし、適当でないと考えられるためである。現行の不定期刑の長期の上限が15年であるのに対し有期刑の上限は30年となるが、15年を超える刑期となる事案は極めて重大、悪質なものであることからすると、18歳以上の少年の立場に応じた適切な取扱いであると考えている。そして、定期刑を科すとしても、仮釈放の仕組みにより、改善更生の度合いに応じた弾力的な処遇を行うことは十分可能であり、社会復帰が著しく困難になるものではないと考えている」旨の答弁があった「。

イ 特定少年には資格制限の特例を適用しない趣旨

特定少年には資格制限の特例を適用しない趣旨について、法務大臣から「個々の資格制限規定は、それぞれの法律における行政目的を実現するために設けられたものであり、18歳以上の少年について、業務の性質や実情等を問わず、年齢のみを理由として資格制限規定の適用を一律に緩和する少年法第60条の特則を適用することは、責任ある主体としての立場等に照らし、適当でないと考えられる。刑による資格制限の例として、例えば国家公務員については、国家公務員法により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が欠格事由とされている」旨の答弁があった18。

(7)公判請求後の特定少年に関する推知報道の解除

ア 公判請求後の特定少年に関する推知報道を解除する趣旨

公判請求された後の特定少年に関する推知報道を解除する趣旨について、法務省から「推知報道の禁止を定める少年法第 61 条は、少年の更生に資することを目的とするものだが、憲法で保障された表現の自由や報道の自由を直接制約する例外規定であり、その制約は必要最小限のものとすることが求められること、被害者などの他の関係者については推知報道を禁止する規定は設けられていないことからすると、18歳以上の少年について事件の内容や手続の段階を問わず一律に推知報道を禁止するのは、責任ある主体としての立場等に照らし、適当ではないと考えられる。そこで、本改正法案では、少年の更生と報道の自由等との調整の観点から、18歳以上の少年のときに犯した事件については推知報道を一般的に禁止した上で、逆送され、公判請求された場合には公開の法廷で刑事責任を追及される立場となることを踏まえ、公判請求の時点から推知報道の禁止を解除し、社会的な批判や論評の対象となり得るものとしている」旨の答弁があった19。

¹⁷ 第 204 回国会参議院本会議録第 18 号 7 頁 (令 3. 4. 23)

¹⁸ 第 204 回国会参議院本会議録第 18 号 12~13 頁 (令 3.4.23)

¹⁹ 第 204 回国会参議院法務委員会会議録第 13 号 14 頁 (令 3.5.13)

イ 推知報道の解除の時期が公判請求後とされた理由

特定少年に関する推知報道を解除する時期を公判請求後とした理由について、法務省から「解除の時期については様々な考え方があり得るところだが、より早い段階で、家庭裁判所が逆送決定をした時点で解禁するという考え方については、検察官が犯罪の嫌疑がない等の理由により起訴しない事件や罰金刑が相当であるとして略式起訴する事件でも解禁することになるため、適当ではないと考えた。他方で、公判請求後も、少年法第55条による移送や無罪判決の余地があることに着目し、より遅い段階で、刑事裁判で有罪判決が確定するまで解禁しないという考え方については、三審制の下、公判請求から有罪判決の確定までには相応の期間を要することからすると、一般に適時の報道が困難となりかねないことなどから、やはり適当でないと考えた」旨の答弁があった20。

ウ 特定少年に対する報道の在り方

特定少年に対する報道の在り方について、法務省から「推知報道が一部解除されたことについて報道機関がどのように取り組むかというのは、憲法の報道の自由との関係もあって、そこは報道機関の判断に委ねるというのが政府の立場であろうと思う。ただ、推知報道の一部解除によって健全育成、更生が不当に妨げられることがあってはならないと考えているので、この点に関して、関係機関において、事件の広報に当たっては適切に対応することが必要であろうと考えている」旨の答弁があった²¹。

(8) 検討条項

ア 検討条項を設けた趣旨

本改正法の附則において検討条項を設けた趣旨について、法務省から「本改正によっ て、罪を犯した 18 歳及び 19 歳の者に係る事件の手続、処分等の在り方は現行制度と相 応に異なるものとなる。また、罪を犯した 18 歳及び 19 歳の者に係る事件の手続、処分 等の在り方については、社会情勢や国民の意識の動向を踏まえた検討が必要であるとこ ろ、本改正法案による改正後の少年法等や成年年齢の引下げに係る改正民法が施行され た場合、それに伴って18歳及び19歳の者を取り巻く社会情勢や国民の意識が更に変化 していく可能性もある。以上のことからすると、より適切な制度を構築していくという 観点からは、施行後一定期間が経過した段階で、それまでに蓄積された運用実績ととも に、その時点における社会情勢や社会の意識の動向を踏まえて制度の在り方を検討する 機会を設けることが適当であると考え、検討条項を附則第8条に設けることとした。そ の上で、充実した検討を行うためには、新たに導入する保護処分の執行を受け終わった 者の再犯の状況等を含め、制度の運用状況に関する実証的なデータを十分に収集すると ともに、本改正法案による改正後の少年法等や成年年齢の引下げに係る改正民法の施行 後の 18 歳及び 19 歳の者を取り巻く社会情勢や国民の意識の動向を見極めることが必要 となるところから、そのためには施行から5年程度の期間は必要であると考えている。 したがって、検討それ自体は施行後5年をたった時点で検討するということになるが、

²⁰ 前掲脚注 19

²¹ 第 204 回国会参議院法務委員会会議録第 13 号 15 頁 (令 3.5.13)

それに必要なデータの収集その他は当然この検討を見据えて適切に収集したいと考えている」旨の答弁があった²²。

イ 検討条項における「施行の状況」「社会情勢及び国民の意識の変化等」の趣旨とそれ らを把握する方法

本改正法附則の検討条項における「施行の状況」「社会情勢及び国民の意識の変化等」の趣旨とそれらを把握する方法について、法務省から「本改正法案の附則第8条に言う施行の状況とは、改正後の少年法、更生保護法及び少年院法の施行の状況のほか、成年年齢引下げに係る改正民法の施行の状況を指すものであって、社会情勢及び国民の意識の変化等とは、社会における18歳及び19歳の者の立場、求められる役割や、それに対する国民の認識、評価等について、その変化の有無、内容、程度等を幅広く含む趣旨である。施行状況や社会情勢及び国民意識の変化等について具体的にどのような方法で把握するのが適切であるかということについては、現時点で確たることを述べることは困難であるが、国会での議論等も踏まえて、多角的な観点から、でき得る限り実証的なデータに基づいて検討を行うことができるよう適切に対応したい」旨の答弁があった23。

ウ 検討条項の「所要の措置」の具体的内容

本改正法附則の検討条項における「所要の措置」の具体的内容について、法務省から「本改正法案の附則第8条に言う所要の措置は、改正後の少年法等や成年年齢の引下げに係る改正民法の施行状況のほか、これらの法律の施行後における社会情勢や国民意識の変化等を踏まえて行う検討の結果に基づき必要があると認めるときに講ずるものとなる。そのために、現時点では前提状況が明らかでないので、この所要の措置の内容について具体的に述べることは困難だが、あくまで一般論として述べると、所要の措置としては法改正や運用上の措置などが考えられる」旨の答弁があった²⁴。

²² 前掲脚注 21

²³ 同上

²⁴ 第 204 回国会参議院法務委員会会議録第 13 号 15~16 頁 (令 3.5.13)

5. 参議院法務委員会における附帯決議

参議院法務委員会では令和3年5月20日、以下の内容からなる附帯決議が付された。

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一十八歳及び十九歳の者は、類型的に成長発達途上にあって可塑性を有する存在であることから、引き続き少年法の適用対象と位置付けることとした趣旨を踏まえ、少年の健全な育成を期するとする法の目的及び理念に合致した運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。
- 二 現行の原則逆送対象事件については、家庭裁判所が、犯情及び要保護性に関する様々な事情について十分な調査を行った上、これにより判明した事実を考慮して、検察官に送致するかどうかの決定を行っていることを踏まえ、新たに原則逆送の対象となる罪の事件には様々な犯情のものがあることに鑑み、家庭裁判所が同決定をするに当たっては、きめ細かな調査及び適正な事実認定に基づき、犯情の軽重及び要保護性を十分に考慮する運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。
- 三 十八歳及び十九歳の者の健全育成及び非行防止のためには、早期の段階における働き掛けが有効であることに鑑み、少年非行対策及び福祉支援策における関係府省庁の連携・協議の枠組みを強化するとともに、関係諸機関、団体等と有機的に連携しつつ、適切な保護、支援を行うための施策の一層の推進を図ること。
- 四 罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。
- 五 特定少年のとき犯した罪についての事件広報に当たっては、事案の内容や報道の公共性の程度には様々なものがあることや、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。また、インターネットを悪用した人権侵害対策への取組を推進すること。
- 六 少年事件に関する事件広報に当たっては、被害者及びその家族・遺族の名誉又は生活の 平穏が害されることのないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。
- 七 犯罪被害者支援を充実させる観点から、真に援助が必要な犯罪被害者が早期の段階から 弁護士による支援を受けるための弁護士費用の援助を始めとする充実した法的支援の方 策について、担い手である日本弁護士連合会や日本司法支援センターと連携し、引き続き 検討すること。
- 八 可塑性を有することなどの特定少年の特性を踏まえ、検察官送致決定がされた事件において、特定少年に対する被疑者取調べが適正に行われるよう、必要な検討を行うこと。

右決議する。

6. おわりに

本改正法の成立により、18歳及び19歳の者は、少年法の適用対象とされつつも17歳以下の者とは違う取扱いをされることとなった。施行日の令和4年4月1日は目前に迫っている上に、民法の成年年齢の18歳への引下げの施行日と同日であり、18歳及び19歳の環境が大きく変わることから、あらかじめ若年者へ十分な広報を行うことが必要である。

18 歳から検察審査員及び裁判員の職務に就くことができるようになったことについて、「国からの説明や国会での議論はほとんどなかった」「十分な議論はなく、周知や教育も足りていない」と指摘されている²⁵。分かりやすい周知や法教育の充実が求められる。

法務省は、附帯決議を踏まえ、「前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ」を設置し、18歳及び19歳などの若年者の前科による資格制限の在り方についての検討等を行うとしており、活発な議論が望まれる²⁶。

また、本改正法附則で設けられた5年後の検討条項について、本改正が、罪を犯した少年の立ち直りに与えた影響を統計的に把握し公表することや、社会情勢・国民の意識の変化を把握するため、アンケートによる定期的な調査が必要だろう。

(たかつと あきら)

^{25 『}読売新聞』(令 3.10.23)、『東京新聞』(令 3.11.4) など

²⁶ 法務省ホームページ〈https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00063.html〉(令和3年11月25日最終アクセス)